

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	性的マイノリティ電話相談業務
発 注 課	市民文化局男女共同参画室男女共同参画課
選 定 事 業 者	(公財) さっぽろ青少年女性活動協会
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務で受ける相談は、性的指向や性自認など、性のあり方に関するデリケートな内容が多く、性的マイノリティ当事者を含む相談員を配置することで、当事者の困難や置かれている状況を深く理解でき多岐に渡る相談内容に対応できる体制を整えることと、徹底した情報管理の両立が求められる。当該業者は、これまでの人権啓発の活動実績から、市内の当事者団体等を通して当事者を含む多様な相談員を十分に確保できると見込まれる。また、当該業者は平成18年度から札幌市男女共同参画センターの指定管理者として同規模の相談業務を良好に実施している実績があり、当該業者が管理する施設内に相談窓口を設けることにより、設備面でも十分な情報管理を行うことができる。</p> <p>以上のことから、当該業務を確実かつ良好に履行できるのは、同センターの指定管理者であり、かつ当該業務の履行に必要な実績・資質の備わっている当該業者の他にはない。                  (随意契約ガイドラインⅡ-2-(2)-ア-(エ)、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第91条第1項(100万円超のとき))</p>	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和2年3月10日